

# 甲斐家文書から狭間氏の姿を考察

二 宮 修 二

はじめに

平成十一年十二月、挾間陣屋の村歴史民俗資料館に、赤野から中世文書が持ち込まれた。この文書は、初めて紹介されたのは故渡辺澄夫氏が編集した『豊後国莊園公領資料集』であった。ところが渡辺氏もこの資料を直接見たわけではなく、写真でみてこの文書を解読し、この資料集に載せていた。

私は、この本に甲斐家文書が掲載されていることは知らずに、この甲斐家文書を見せてもらった。その中には、大友義鑑の花押の書かれたものがたくさんあるので驚いて、先輩館長である二宮昭二氏や歴史研究家である赤嶺氏に話した。赤嶺氏を通して、大分県先哲資料館研究員に見てもらうことにした。それは紛れもなく貴重な中世文書であった。

甲斐家文書の中には、大友義鑑の書状十四通と大友義鎮（宗麟）の書状、一通があり、そのほかに挾間北方南方などのわかる文書があった。ちょうど中世に狭間氏の活動した時期と重なり、甲斐氏は狭間氏と同じ時期に大友氏の給人であったので、狭間氏の生活や狭間氏と甲斐氏との関係がわかるのではないかと思ひ、本文書を紹介し考察することにした。

## 一 文書の番号と年代

文書の番号は、甲斐家文書の中での古い順にならべてある。しか

し考察順に入れ替えてあるので、文書の番号が古い順である。

年代については、特定できるものとそうでないものがあるので、特定できるものだけを書いた。

文書の十五の書状は、天文一六年七月一日

一六の書状は、天文一六年七月二六日

一八の文書は、天文一六年七月二六日

二九の文書は、天正七年八月吉日

甲斐家文書の出された頃の太刀の年表

文亀 元 一五〇一 大友親治、家督をその子親匡（義親・義長）

に譲り、その修礼として足利義高に、太刀、銭とを献ずる。義高この日親治に返礼。大友親匡、豊後・筑後・豊前国守護を安堵され、偏諱（へんき）「義」の字を受けて義親と改名。

三 一五〇三 大友義長（義親）筑後征伐のため高良山（久留米市）に出陣。

永正 元 一五〇四 將軍足利義澄（義高）、大友義長の筑後に  
おける勲功を賞す。

四 一五〇七 大友親治、射伝を小笠原元宗より受ける。  
親治の子義長・小笠原元宗ら犬追物を行う。

五 一五〇八 大友親治、足利義尹（よしただ）が周防より上洛し將軍に服した修礼として、太刀・馬・銭等を贈る。義尹の礼を受ける。

永正二二 一五二五 大友義長、「条々」を定める。この頃より家督を実質的に親安（親敦・義鑑）に譲っていたらしい。

一三 一五一六 朽網親満、大友に背いて反乱を起こす。

一五 一五一八 大友義長死去、親敦の弟菊法師丸、肥後菊池の家督を継ぐ（のち重治）。

一六 一五一九 朽網親満、高崎城にて敗北し、筑前に遁走する。

大永 四 一五二四 大友親治死去、享年六四歳、大友親敦、足利義晴の入洛と將軍補佐の修礼として、太刀・錢等を献じ官途・偏諱「義」を授けられて義鑑と改名。

享祿 三 一五三〇 大友義鎮誕生、又一説には大永七年正月とも云う。

天文 三 一五三四 義鑑、豊後速見郡で大内義隆軍と戦いこれを撃退す。

天文 六 一五三七 義鑑・塩法師丸（義鎮）太刀・黄金等を足利義晴・その子菊幢丸に献ず。義晴これを賀す。

天文二二 一五四三 義鑑、義晴より肥後国守護に補任さる。

天文一八 一五四九 晴英大内義隆の猶子となる。

天文一九 一五五〇 二階崩れの変。重臣に襲われ義鑑重症 異母・異母弟塩市丸殺さる。

義鑑、遺言の条々を残して、死去。義鎮乱を平定して家督を継ぐ。

義鎮、志賀親守・親度に起請文を送り、盟約す。

入田親誠、津賀牟礼城によって謀反謀叛。

義鎮これを攻め入田父子を自殺せしむ。

この後、老中連署の書状、義鎮におくらす。菊池義武、隈本城により、大友氏にそむく。

陶隆房、義鎮に密書を送り、大友晴英に大内氏を継がせんことを請う。義鎮、晴英の強請により承諾する。

ポルトガル船豊後日出沖に来る（七月）

ザビエル、豊後に来り、義鎮、キリシタン布教を許可する。（八月十九日）

大友晴英、周防山口に入り、大内氏をつぐ、後名を義長とあらたむ。

義鎮、足利義藤に三カ年の年礼をなし太刀一腰・青銅 千疋三年分を献ず。

天文二三 一五五四 義鎮、將軍義輝から肥前国守護職に補任さる。

肥後菊池義武、大友宗麟のために直入郡木原に誘殺される。

弘治 元 一五五五 陶晴賢、毛利元就に滅ぼされる。

弘治 三 一五五七 この年、ルイスIIアルメイダ、府内に育児院を建てる。

永禄 元 一五五八 義統、府内上原館にて誕生す。

永禄 二 一五五九 義鎮、將軍義輝から豊前、筑前、筑後守護職に補任さる。

この頃ポルトガル船豊後に来る。

天正一四 一五八六 宗麟上阪し、秀吉に救いを求める。

島津軍、日向、肥後方面から豊後に攻め入る。

### 三 甲斐家文書の内容と考察

(一) 阿南荘田畠坪付並納錢諸公事帳案・・・省略

(二) 阿南荘松富名北方四百貫分目録

北方四百貫

一 七十壹貫 田吹彈正忠殿

五 十八貫貳百 休庵領

廿貫 田吹新左衛門殿

廿八貫五百 田吹左馬之殿

四貫 吉弘右衛門殿

壹貫 由原 後藤

拾貫 慶生庵

拾五貫 瑞光寺領 大園寺

十二貫 めうこん寺

八貫 賀来藤十郎殿

十二貫貳百 雄城宮内殿

五貫五百 園之田右馬助殿

六貫 指原殿

八貫八百五十分 志賀藏人佐殿

五貫 大津留主税殿

三貫 吉弘弥十郎殿

壹貫五百 小田原入道

(前紙ト継続スルカ未詳)

十七貫二百 佐藤刑部殿

廿貫 下林殿

十三貫八百 御南以前領

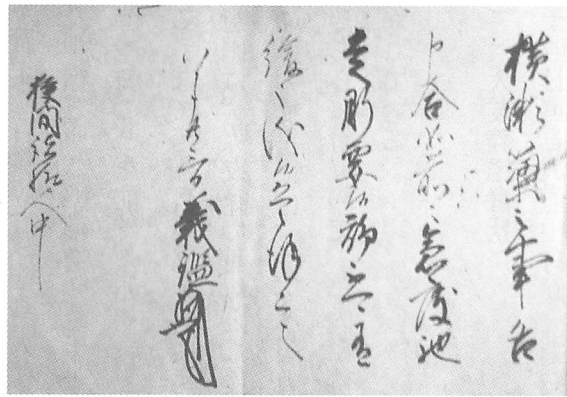
十八貫 美濃守殿

六十三貫 右衛門大夫殿

北方四百貫合也

享祿三年庚寅 霜月十日 益家(花押)

(三) 大友義鑑書状



横瀬築之事 各

申合如前々急度馳

走肝要候聊不可有

緩之儀候 恐々謹言

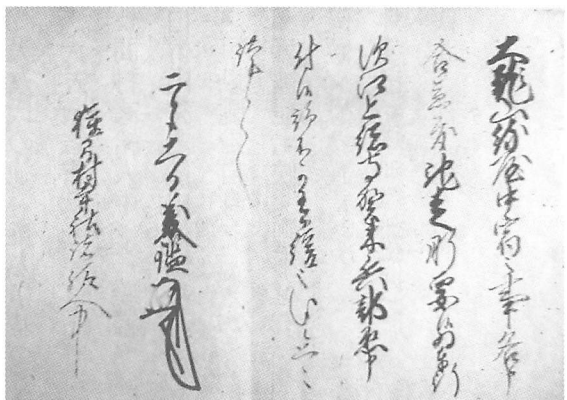
八月廿三日

義鑑(花押)

狭間諸給人中

【考察】この文書からは、具体的なことはわからないが、横瀬に魚をとる築やながあったこと、そしてそれが壊れて修理をするように言っているのか又は、築やなをめぐる権利について、問題が起こり、それを相談して解決するように命じている。問題が起こるだけ魚が良く取れていたであろうことが想像される。

(四) 大友義鑑書状



大龍山待屋中宿之事各申

合急度馳走肝要候為奉行

須江上総守賀来兵部尉申

付候聊不可有緩之儀候

恐々 謹言

二月十一日 義鑑(花押)

狭間村寺社諸給人中

【考察】義鑑は度々狩を行っている。ここで選ばれている狩場は大龍山である。由布市庄内町大龍の大龍山は、標高六二四m、「日本地名大辞典四十四の大分県」には次のように書かれている。

- ・ 大竜は、豊後国大分郡阿南庄松富名のうち。
- ・ 文治四年十一月の式年造替に係る由原大宮司内舍人平某解案に、山祓祭り物のうち散米饗前科米一石三斗は大辰・小原の所当米を宛てると見える。
- ・ 大友家の狩獵場で大竜待屋が設置されていたと見える。

等とあることから大竜待屋がここに設置されていたことは間違いない。

「大竜山」 庄内町の東部にある山。標高六二四、三m 神角寺・芹川県立自然公園のうち。芹川ダムの北にあり、冠山（烏帽子岳）と並立する。鐘状火山特有の形を示す。「豊後国志」に、『阿南郷大竜村の南にあり山勢高く、けわし。雲の外にそばだつ。上に寺あり、永慶寺という。』とある。庄内から竹田に抜ける道路からは、眼下に芹川ダムの湖面が見え、遠くには由布・鶴見の峰が眺められる。（日本地名大辞典 大分県）

この一連の文書で見ると、まず、二月十一日に文書四、「大竜山」に狩に出かけるので、大竜山待屋を中宿とする準備をするように、命じている。

「大竜待屋のことを前々の如く」とあるところから、この大竜山での狩はこれまでも何度も行われたものと思われる。それもそのはずで、大竜山は、大友家の狩場となっていたことも記録にある。

○この八の文書には、尚々書きが入っており、「来年正月二十日には、そちらに行くので、年内に待屋をことごとく調べて置くように」書かれている。

### (五) 大友義鑑書状

明日十四日可為大龍山狩候

各自身勢子召連別而

馳走肝要候 恐々謹言

二月十三日 義鑑（花押）  
狭間村諸給人中

### 【考察】

五の文書では、二月十三日に狭間諸給人にあてた文書では「明日十四日に、狩に行くから、各自勢子をつれて集まるよう命令し、特別よく世話をすることが大切である。」と命じている。待屋を整備して置くように連絡があつたのが、十一日のことで、十三日に「明日狩りに出かける。各自勢子をつれてくるよう。」に命じたのであるから急なことであり、負担のかかるような命令であることから考えると、大友氏の強い権力に基づく命令の形がうかがえる。

### (六) 大友義鑑書状

狭間村諸給人中 義鑑

明後白椿山狩之儀申付候

勢子之事以馳走自身

召連、可被罷出候、聊不可有

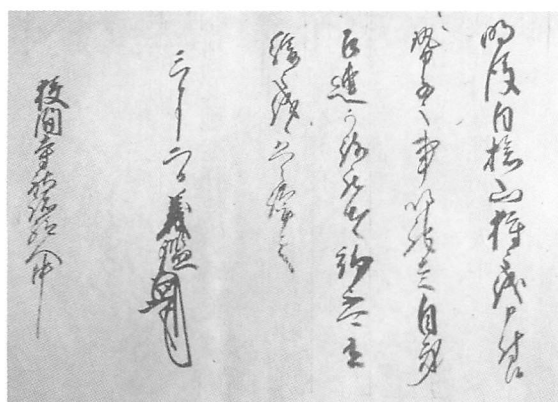
緩之儀候、恐々謹言

三月二日 義鑑（花押）

狭間寺社諸給人中

### 【考察】

六の文書では、三月二日にも狭間諸給人に文書を送り、「白椿山で狩を



行うので、各自勢子を連れて集まるよう命じており、いささかも緩み無い様にと。」命じている。

(七) 大友義鑑書状

至丸小野待屋 可付之由  
申付候為奉行各兵部少輔  
須江上総守 差遣候各被  
申談急度馳走肝要候聊  
不可有緩之儀恐々謹言

十月廿四日

義鑑(花押)

狭間村諸給人中

【考察】

七の文書では、十月廿四日、狭間諸給人に対し、「丸小野待屋に行つて、そこについて世話をするように申し付ける。奉行として、兵部少輔 須江上総守を差し遣わすので、よく相談をして、世話をする事が大切である。抜かりの無いように。」という文書である。「丸小野」は大龍である。

(八) 大友義鑑書状

尚々来正月廿比可  
罷越候 年内待屋之儀  
悉可被相調候

大龍待屋之儀如前々

被申付候急度馳走専一候

毎々未断之條 當年之事者

紛争之有無 以到来付

可言上之段賀来周防守

野上兵部丞江申付候被得其

意不可有緩之儀恐々謹言

十一月廿一日 義鑑(花押)

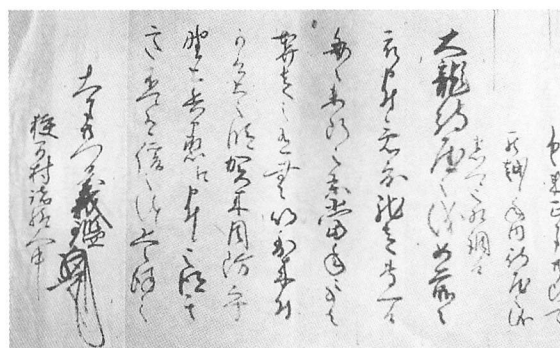
狭間村諸給人中

【考察】

八の文書は、十一月廿一日狭間諸給人中に当てた文書である。内容は、「前々のごとく、大龍待屋の世話を申し付ける。きつと世話を良くするように。」という文書である。この文書の前部に尚々書きがあり、来年正月の二十一日に行くので、待屋を年内にとごとく、整えて置く様にといふものである。

(九) 大友義鑑書状

猶々立石畑待猪八日と申て候得共八日にハ内成狩  
可有之候立石畑八九日たるへく候勢子ハ明日  
よりかたく被申付別而専一候 恐々謹言  
来八日為立石畑 待猪明日七日罷越候



各勢子調被申付召烈別而馳走

肝要候聊不可有油断候恐々

謹言

五月六日

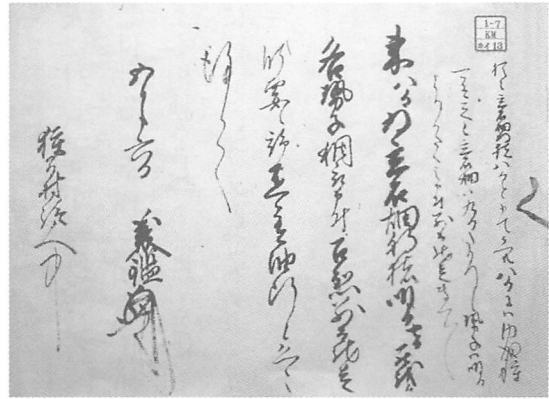
義鑑(花押)

狭間村諸給人中

【考察】

九の文書は、狭間諸給人中へ出された文書である。「八日に立石畑に、猪待ちにいくので、各々勢子を調べてくるように命じている。よく世話をすることが大切である。」尚々書きには、「立石畑に八日と書いていたけれども、八日は内成の狩があるので、立石畑は九日とする。勢子は明日より申し付ける。」というものであるから、大友氏の狩の予定が変われば、簡単に予定が変更されたのではないかと考えられる。

「立石」たていし 鶴見岳と船原山の山麓扇状地にいちする。北に境川がある。



田吹神三郎申付候柚取

衆之事各可預馳走候

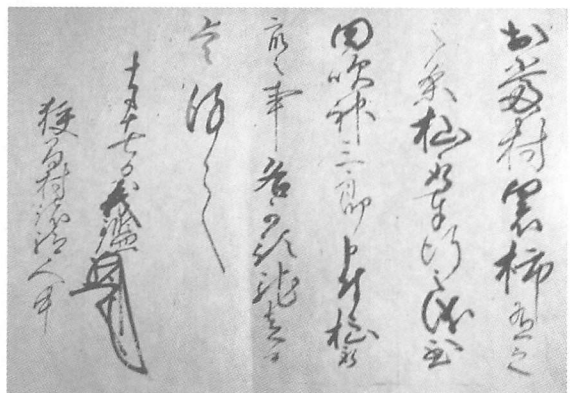
恐々謹言

十月十七日 義鑑(花押)

狭間村諸給人中

【考察】

「当村において 黒柿があるそうであるので、柚取奉行を田吹神三郎に申し付ける。柚取奉行とともによく世話をするように。」と記されている。黒柿は、古い柿木の幹に、黒い筋の模様が入り、美しい模様に見えることから、家具や調度品に使われるので珍重された。柚取は、日本史用語辞典(柏書房)によると「江戸時代、木曾山林で、五寸角以上の立木を伐採すること。それ以下のものをへレ取と称した。また各藩において、単に造材(製材)することという。」奉行は、それを取り仕切る役人である。



(一一) 大友義鑑書状

狭間村諸給人中

猶々奉行之儀東家下総介・

申付候

於當村黒柿有之  
之条柚取奉行之儀於

小田原弾正忠・野上兵部丞為存知候

金剛寶戒寺大門材木河下之事、各申合、急度馳走肝要候、聊不可有油断之儀候、恐々謹言

三月十日 義鑑 (花押)

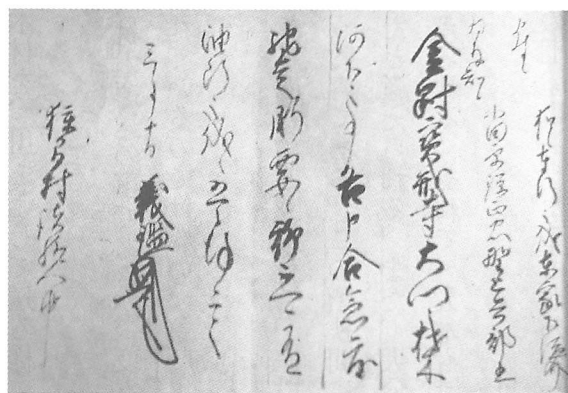
狭間村諸給人中

【参考】

金剛寶戒寺は、現在大分市上野の上野丘高校のグラウンドの西にある。

また、雉城雜誌の記事を要約すると次のようになる。「清瀧山金剛寶戒寺は、真言宗で南京西大寺に属す。

神龜四年聖武帝のご建立にして、始めは當郡荏隈郷（今ノ羽屋邑五丁津留という地、その旧址なり。尚當代二大日畑等の名、田疇に存在すこの地古瓦陶器を出す。）に伽藍を建立して、行基菩薩の勅を以って創立開基となす。長和年中、再営して大日如来の巨像を置き、法橋定朝をして、これを彫刻せしむ。又、永久年中に修飾を加えて金剛の二像、佛工運慶これを造る。金剛寶戒寺五字牌の額は、聖武帝の震筆、或いは三条帝長和中世尊寺大納言行成卿に詔て書し給うところなりともいう。」と記されている。



(一三) 大友義鑑書状

金剛寶戒寺大門材木之事、運送之儀、度々申し候之處、于今遲滞、曲事候、急度河下之事、馳走肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言

五月十六日

義鑑 (花押)

狭間村諸給人中

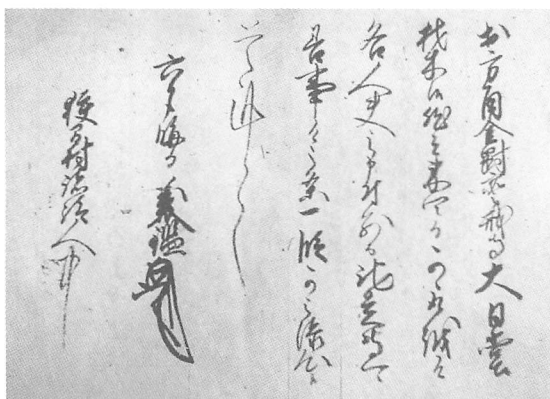
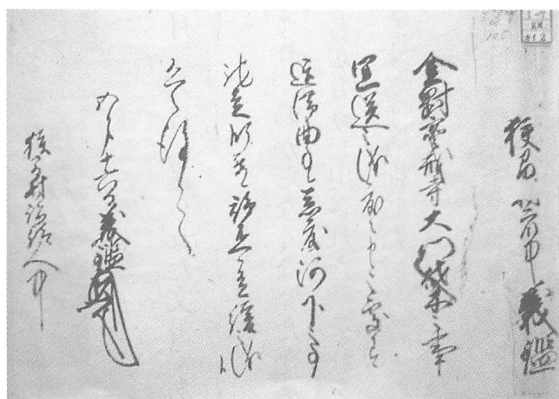
(一四) 大友義鑑書状

於方角、金剛寶戒寺大日堂材木候、然者来四日、可取越候、各人夫被申付、別而馳走專一候、善事候之條、一段可

被添心候 恐々謹言

六月晦日 義鑑 (花押)

狭間村諸給人中





(一五) 大友義鑑書状

金剛寶戒寺材木

急用之儀候河下急度

可充預馳走候 恐々

謹言

壬七月一日 義鑑 (花押)

狭間村衆中

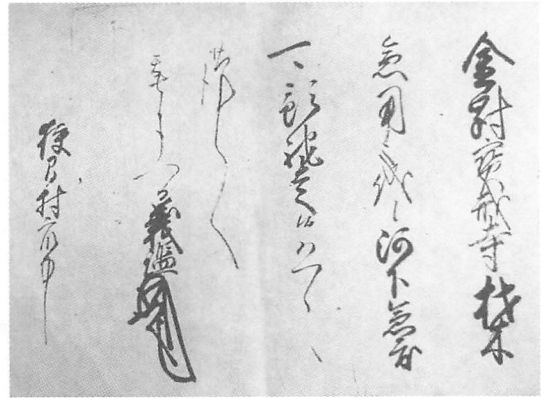
【考察】この、十二、十三、十四、十五の文書は、一連の文書で十二の

文書は天文十六年五月十六日に大友義鑑から狭間村諸給人中に当て送られたもので金剛寶戒寺 南大門の材木を、川を流して送る様にといい要請である。

十三の文書では、金剛寶戒寺の大門材木運送の事であるが、度々言っているが何か間違いがあつて、遅れているのではないかと急度川を流し下すようにというのである。

十四では、挾間の方角に材木があるので、四日にとりに行く、一段と心を添えて世話をするように、という内容である。この頃挾間には、まだまだ、たくさんの大木があつたと考えられる。また、大分川の水量も今よりかなり多かつたと考えられる。それで、大木も流しやすかつたのではないか。

又その頃、金剛寶戒寺は、南大分の羽屋にあつたことがわかっ



ている。それで大分川を流して運ぶのは、運搬の方法としていい方法であつた。

十五の文書でも、材木が必要であるので、急ぎ送るように命じている。

(一六) 大友義鑑書状

金剛寶戒寺材木 今度

大水失候分 於方角河邊

流寄候之由申候 當村衆

請取之木被見分河下

早々可有馳走候 聊不可有

緩之儀候 恐々謹言

閏七月廿四日 義鑑 (花押)

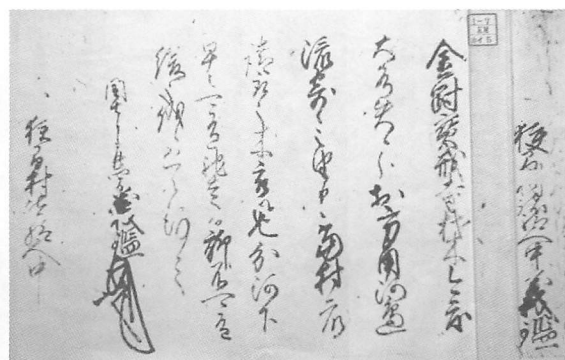
狭間村衆中

【考察】十六の書状は、天文十六年七月二六日に送られた文書である。

材木を流したとき、材木は大水で流され、わからなくなったが、その川辺で、流れよつた材木のあることがもうし出された。それを当村衆が見分して川流しするよう世話をするよう命じた。

一八の文書は、天文十六年七月二六日

二九の文書は、天正七年八月吉日



(一七) 大友義鑑書状

金剛寶戒寺材木

大雨候條能々覚悟候而

天氣晴候者早々河下

馳走肝要候 恐々謹言

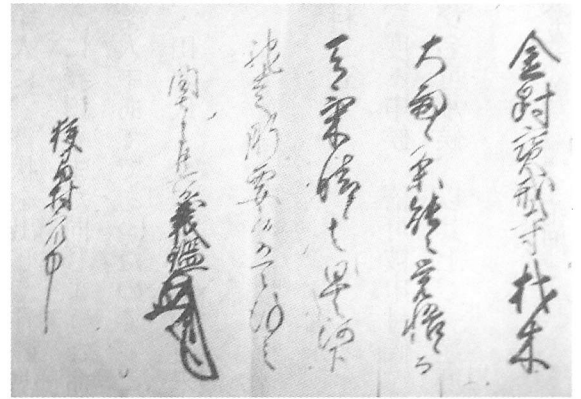
閏七月廿六日義鑑(花押)

狭間村衆中

【考察】

これまで、悪天候のため材木を流されたこともあるので、天気によく

よく気をつけて、天気晴れ候時早々河下しするように命じている。七月であるので丁度、大雨の時期であったと思われる。



(一八) 大友加判衆連署奉書

京都御下知之段錢調納

延引太曲事之段以 御書

被仰出候當毛加點札急

度相 目運上勘定肝

要候萬一菟角申族候者

以交名專要候聊

不可有緩之儀候恐々

山下和泉守

雄城若狭守

齊藤播摩守

入田丹後守

謹言

壬七月廿六日

(入田)

親廉(花押)

(齊藤)

長實(花押)

(雄城)

治景(花押)

(山下)

長就(花押)

田吹三河守殿

植田隱岐守殿

○一八の文書は、天文一六年七月二六日

(一九) 大友義鎮書状

於植田庄石細工之儀申付候

其方領内江石細工毎々有之候由

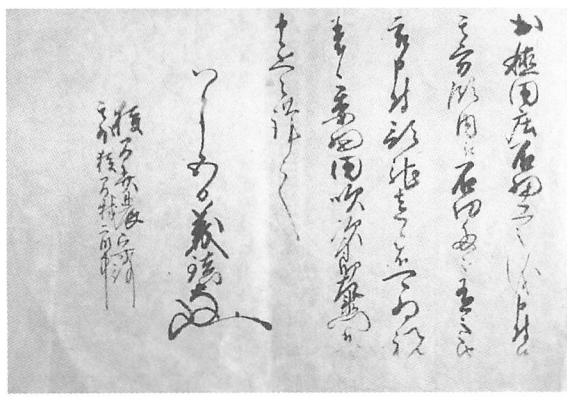
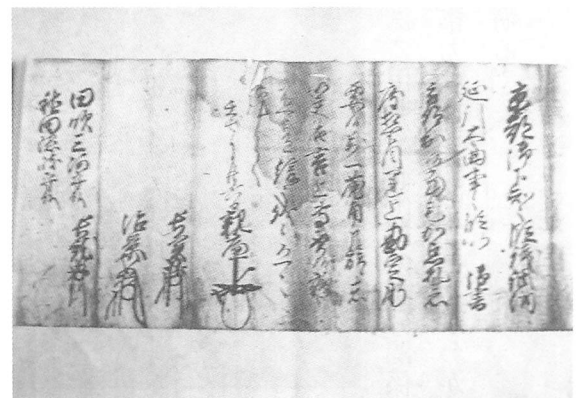
被申付預馳走候者可為祝

着候委細田吹次郎左衛門尉可

申候 恐々謹言

八月五日 義鎮(花押)

狭間美濃守殿 其外 狭間村衆中



【参考】

○ 田北文書一六四文書・大分県史料二五

至大龍待屋、近々可罷越候、待屋手垣並中宿之儀、役人奉行被申談、如前々稠敷被申触、急度可被相調候、聊不可有油断候、恐々謹言、

二月廿日 (大友) 義鑑 (花押影)

橋爪次郎左衛門尉殿

大津留治部少輔殿

橋爪 主税助 殿

田北 隱岐守 殿

賀来 周防守 殿

大津留常陸介 殿

【考察】 義鑑が狩をするときに挟間諸給人に、書状を出して狩の準備をぬかりなくするように、命じたように義鎮もまた同じような命令をしている。義鑑の書状は、挟間諸給人中あてであったので、この書状では、庄内の橋爪氏・大津留氏・田北氏・今の大分市の賀来氏に出していたことがわかる。

【参考】 ○ 大友松野文書・大分県史料二五

雄城臺近邊、其方領内山野雑法度事、度々申候、倍可被申付候、萬一法式之上猥族候者、能々相究、以交名可承候、以其上、一途可申出候、恐々謹言、

八月十三日 (大友) 義鑑 花押

賀来社 大宮司殿

【考察】 賀来社 大宮司に当てた文書で、義鑑は、度々狩をして獲物をとる一方、この文書で見られるように、雉を取ることを禁じている。植田莊雄城台では雉をとる事を禁じている。

(三〇) 阿南莊賀来社大神神宝会八百貫地分目録案……省略

(三一) 阿南莊松富名由原大神宝南北之内百九十五貫分帳……省略

(三二) 狭間鎮秀・鑑秀連署安堵状

挟間村北方四百貫分

竹内專道職之事

申付候上者領掌不可有

相違候恐々謹言

天正四年丙子

十二月廿七日 鎮秀 (花押)

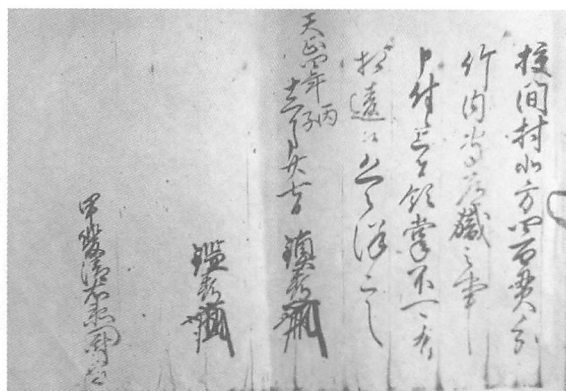
鑑秀 (花押)

甲斐清右衛門尉殿

【考察】

この挟間鎮秀、鑑秀連署安堵状か

らは、挟間鎮秀・鑑秀と文書の相手である甲斐清右衛門の身分関係がわかる。狭間氏の方が身分が高く、権力を持っていたことがわかる。それで武内專道職を安堵したのである。



(二三) 狭間鎮秀名字状寫

「甲斐清右衛門尉殿」

加冠名字之事

秀道与認遣し候

恐々謹言

二月廿七日 鎮秀 (花押)

甲斐清右衛門尉殿

(二四) 狭間鎮秀名加冠字状寫

○二十二号文書の写、鎮秀の花

押箇所に「印」と記す。

(二五) 狭間鎮秀加冠名字状寫

○二十二号文書の写、鎮秀の横に「御書き判」花押箇所に「印」と記し、奥書に「是ハ写本書ハ白杵二渡ス」とある。

(二六) 狭間鎮秀官途状

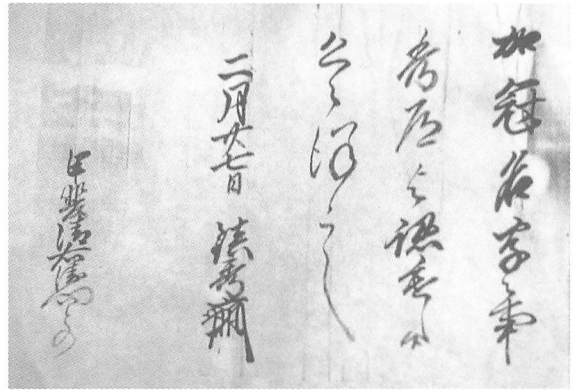
次郎左衛門尉望之

由承候可存知候

恐々謹言

二月廿七日

甲斐清右衛門尉殿



(二七) 狭間鎮秀官途状

二六文書の写し

(二八) 阿南莊松富名南北内由原大神寶会百九十五貫分目録

天正七年巳卯八月十八日

由原大神寶会百九十五貫分

入目長

廿一貫四百五十匁京都御買物錢

五貫八百五十匁材木錢

銀子うけ取申仕分

七文め八分 なへかま之代

三文目九分 木く之代

四匁目 二ツ こき二そく之代

一文め八分 むしき二そく之代

木さらあり

四ふ五り ひさけ・かゐけ・ひしやく之代

四分五り ミつこき一前大行事用

大豆 一斗ミその用

もミうけ取分

三石七斗五升五合かふ光より、此内二斗八升うすミ

三斗二升たをれ候

貳石四斗六升中く八ん寺治部少より

すミ、二斗四升たをれ候、五斗九升てまへ之出拵之内

也、此内四升うすミ、三升五合たをれ候、又此内六升

合而六石八斗五合

しをかゝる申候、

(二九)

挾間南方四百貫分覚

白米宮へのほせ候分

六斗三升さくしき

貳斗木や入之もちのこめ

御供米 一石三斗六升五合、此内七升五合たをれ候、

五斗さけのこめ 此内さけ五升、とのへ参候、二升こ

みこみかりこめ

惣以上合而二石七斗一升五合定

たわくし立かへり

六十貫分三十九人、此内十人くら本より

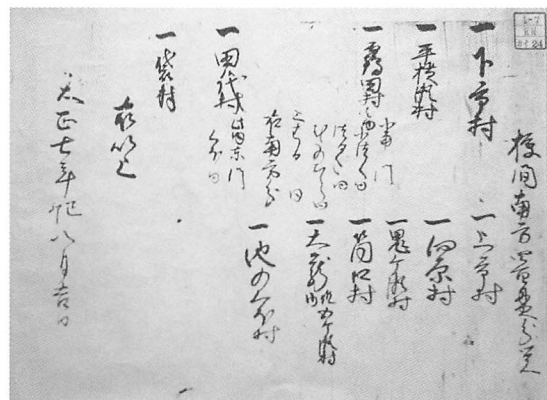
五十貫分十一人、

ちけ分 十九人、

三十貫分 十四人、

十八貫分一人、

以上八十四人



- 一 下市村 一 上市村
- 一 平横瀬村 一 向原村
- 一 小南 門(内か)
- 一 鶴田村之内 一 鬼ヶ瀬村
- 一 小つく同 一 筒口村
- 一 つるた同 一 大龍 但五ヶ瀬村内
- 一 むたのひら同
- 一 はる 同 一 池のくぼ村
- 一 右南方分
- 一 田代村此内東門
- 一 くほ同

一 袋村

右以上

天正七年巳卯八月吉日

【考察】挾間には北方があるので南方があるはずだと、永い間言われてきた。この文書が見つかって、南方がどんな地区をさしているのかがわかった。大変貴重な史料である。

南方の範囲については、挾間町の地図から想像すれば、下市、上市、向原、鶴田、鬼瀬、筒口は挾間町内であり南北半分に分けたと考えると、容易に納得がいく、しかし、町外ではあるが、大龍、袋池のくぼも、挾間の南方にあるので納得できる。しかし、挾間でも田代は、中心から考えると北に当たるので、方角だけの条件で南北を分けたのではないのであろうと想像される。

○二九の文書は、天正七年八月吉日

(三〇) 山口宗永当毛付之次第条々・・・省略

(三一) 肝入り二郎左衛門旧領覚書

覚

- 一 挾間屋敷まはり 四百貫分
- 一 九者ち 百五十貫
- 一 池の上志の하라 五十貫
- 一 あ者ちつつ口 百貫
- 一 大龍 百貫

合而八百貫

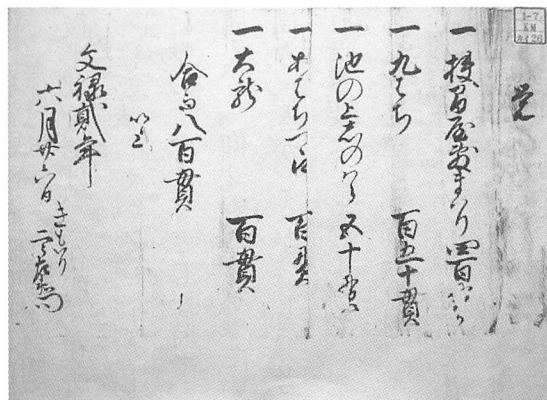
以上

文禄貳年

六月廿六日

きもいり

二郎左衛門 殿



【参考】

大友氏待屋奉行連署奉書 ○大友家文書録、大分県史料三四

為御老中前免許、何茂馳走之事

一 御主殿作之事、従御前二柱間名々八百貫内勤仕仕候、御先代ハはり柱かく、はりうち三けん五帖敷、を九しゃく一けん、御しん所内つま二えん有、御前二御奉行申上候処、當時御待置<sup>(屋カ)</sup>被仰付候至四人、可奉行仕之由

被成、御下知候之條、御詫言申上候へ共、急に 被仰出候間、はり柱まろき、はりうち五てう敷、つまえんおりめ形相調候、上位之旨候之條、如此也、併御気色、可有如何候哉之事、

一猪飼御前二馳走、在所之事、

(武) (阿南莊下同)

一たけ宮百間内進納之、

一大津留之村同之、

(橋)

一はし爪之村同之、

一長野十七貫内同、

(金 剛)

一こんこう寶戒寺式百七十貫内同、

一淵河内三百貫内勲之、

彼在所名々進納之上、御事闕候條、南都圓へ御方、又ハ方々添人衆江被成、御所望候、當時不勲之間、御待屋奉行衆為四人、相當馳走仕候之處、近々至日州表、諸勢可被差出之由、被仰催之通承及候條、御狩之儀可奉伺哉否之事、

田北 内蔵助 鎮直 判

天正六年二月廿日

風見 民部丞 鎮實 判

板井 木入道 巖門 判

小原 加賀入道 休意 判

○ この文書から、当時の待屋がどんな物であったかがわかる。間口が三間五帖敷は、5, 4 mぐらいで、おuki行きが、4, 5 mぐら

いか。と思われる。

○ 「つまにえんあり」とあることから、縁がついていたのであるう。

○ また、今回は急に命令されたので、「はりばしらまろき」とあるので、梁の柱を削りおおせなかつたものと考えられる。

○ このような狩をするにも、いろいろと経費がかつたものと思われ、武宮、大津留、橋爪、長野から出資をするように要請している。その他 金剛寶戒寺、淵河内も出資を要請されている。

○ 文書の後半部分には、「在所、在所で必要なものを納め、協力者を頼むように要請している。」しかし、この時は天正六年の二月で近々日向に撃つてしようとした時で、「軍勢を差し出さなければならぬと聞く」、「仰せの通り承っているが」、「御狩のことを、どうするかを伺うべきかどうか。」と、考えて主君に対して気を使っている。これは重要なことのように、奉行四人による連署奉書としていとところに、心遣いが伺われる。

○ 更に、この文書は、奉行が連署で出していることから、狩が大切なものであり、この文書が重要な文書であることがわかる。

まとめ

一、義鑑・鎮秀の書状について・狹間諸給人について

甲斐家文書を通して狹間氏の生活を知らうと考へた。想像で きることは、狹間氏と甲斐氏は立場は多少違うが、狹間氏も甲斐氏と同じように、大友本家から要請があれば、材木を送つたり、狩に勢子を出して協力したであろうことが想像される。

## 二、大友氏の狩について

狩りについては、待屋が、家に縁もついていて、予想以上に、立派で大きいことがわかった。

武士の生活の中で狩というものが、領主からの命令が、急に変更されたり、勢子まで出すように要請されていたことから、命令が絶対であるように伺える。

さすがに、日向遠征が近づいた頃には、狩を中止しようかどうしようか伺いを立てようかと迷ったところも伺われ給人たちの心境がわかる。四月の出兵であったが、二月には其の事がわかっていったこともわかる。

狩りの場所は、庄内の大龍、挾間の高崎、別府の立石などが主だったようである。

## 三、狭間氏と甲斐氏の身分関係について

狭間氏は、甲斐氏の名付け親になっていることから、狭間氏の方が身分が上であったことは当然わかる。

狭間氏は、文書(二二)に見られるように鎮秀・鑑秀の親子名で甲斐氏に対して、「挾間北方四百貫分の竹内専道職」すなはち、その地方の管理職を任命している。このことから、甲斐氏が狭間氏の部下であったことがわかる。

## 四、挾間南方・北方について

今までわからなかった挾間南方が明確にわかったことには大きな意義を感じる。また、南方に田代など方角だけでは、決められない場所も入っていたことが驚きである。

挾間の今の陣屋のところの山は現在は、鬼瀬に入っているが、昔の人は、ここを北方山といっていることも興味深い。

### 【参考文献】

- 「史料館研究紀要」第5号 大分県先哲史料館 2000, 3
- 「豊後 大友一族」著者 芥川 龍男
- 「大分県の歴史」 渡辺 澄夫 著
- 「豊後国莊園公領史料集成五(上)」『豊後国 荏隈郷・勝津留・笠和郷・賀来荘・阿南荘』史料 渡辺 澄夫 編